

I 総括

1 沿革

- 昭和 19 年 8 月 28 日 東金保健所設置許可
- 昭和 19 年 10 月 1 日 東金町東金 1215 番地、鈴木氏の医院 (82.64 m²) を買収し、山武郡を所管区域として業務を開始。
- 昭和 25 年 4 月 10 日 東金町東金 907 番地の 1 に庁舎移転。
- 昭和 25 年 5 月 30 日 山武保健所と改称。
- 昭和 27 年 6 月 20 日 山武保健所松尾支所を松尾町松尾 52 の 7 番地に開設。
- 昭和 29 年 4 月 1 日 山武保健所を東金保健所と改称し、松尾支所が松尾保健所となる。
- 昭和 44 年 7 月 15 日 土気町が千葉市に合併し、東金保健所の管轄外となる。
- 昭和 45 年 9 月 16 日 松尾保健所が鉄筋コンクリート 2 階建 (延 827.6 m²) の新庁舎となる。
- 昭和 46 年 4 月 1 日 東金保健所が現在地 (東金市東金 907 の 1) に鉄筋コンクリート 2 階建 (840 m²) の新庁舎となる。
- 平成 9 年 4 月 1 日 地域保健法の全面施行により東金保健所と松尾保健所が再整備され、山武保健所となる。
- 平成 12 年 1 月 31 日 旧東金保健所敷地に建設された新庁舎 (鉄筋コンクリート造 3 階建、延 2,309.8 m²) が完成し、業務開始する。
- 平成 16 年 4 月 1 日 山武保健所と山武支庁社会福祉課が統合し、「山武健康福祉センター (山武保健所)」となる。

表 1 歴代所長

東金保健所			松尾保健所		
代	氏名	就任年月日	代	氏名	就任年月日
初代所長	高田 美正	昭和19. 8. 28～20. 2. 28	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>支所長 大塚 信義(兼)</p> <p>初代所長 加藤 義治郎</p> <p>2代 実川 渉</p> <p>3代 村上 斉</p> <p>4代 丸山 正雄</p> <p>5代 齐藤 英夫</p> <p>6代 長井 和行</p> <p>7代 多留 通矩</p> <p>8代 長井 和行</p> <p>9代 齐藤 実</p> <p>10代 谷 修一</p> <p>11代 坂 正紀</p> <p>12代 相沢 多満(兼)</p> <p>13代 齐藤 実</p> <p>14代 相沢 多満(兼)</p> <p>15代 日下部 茂樹</p> <p>16代 小川 啓二郎(兼)</p> <p>17代 渡邊 佐</p> <p>18代 今関 治邦(兼)</p> <p>19代 藤本 辰一(兼)</p> <p>20代 安井 成美(兼)</p> <p>21代 野島 尚武</p> <p>22代 野島 尚武(事務取扱)</p> <p>23代 碧井 猛(兼)</p> </div> <div style="width: 45%;"> <p>昭和29. 6. 20～29. 3. 31</p> <p>昭和29. 4. 1～29. 7. 31</p> <p>昭和29. 8. 1～31. 8. 15</p> <p>昭和31. 8. 16～36. 4. 31</p> <p>昭和36. 5. 1～39. 3. 31</p> <p>昭和39. 4. 1～41. 1. 31</p> <p>昭和41. 2. 1～41. 3. 31</p> <p>昭和41. 4. 1～42. 2. 19</p> <p>昭和42. 2. 20～42. 5. 14</p> <p>昭和42. 5. 15～43. 3. 31</p> <p>昭和43. 4. 1～44. 9. 30</p> <p>昭和44. 10. 1～50. 4. 30</p> <p>昭和50. 5. 1～51. 5. 31</p> <p>昭和51. 6. 1～52. 3. 31</p> <p>昭和52. 4. 1～54. 6. 30</p> <p>昭和54. 7. 1～56. 6. 15</p> <p>昭和56. 6. 16～58. 3. 31</p> <p>昭和58. 4. 1～59. 6. 30</p> <p>昭和59. 7. 1～61. 3. 31</p> <p>昭和61. 4. 1～63. 3. 31</p> <p>昭和63. 4. 1～平成1. 3. 31</p> <p>平成1. 4. 1～5. 3. 31</p> <p>平成5. 4. 1～7. 3. 31</p> <p>平成7. 4. 1～9. 3. 31</p> </div> </div>		
2代	三好 清夫	昭和20. 3. 1～20. 6. 29			
3代	北原 圭三	昭和20. 6. 30～21. 1. 27			
4代	藤田 静夫	昭和21. 1. 28～21. 8. 6			
5代	大塚 信義	昭和21. 8. 7～29. 4. 22			
6代	宍倉 俊	昭和29. 4. 23～35. 3. 31			
7代	大塚 信義	昭和35. 4. 1～45. 7. 20			
8代	楠本 浩	昭和45. 7. 21～47. 4. 30			
9代	大塚 信義	昭和47. 5. 1～49. 3. 31			
10代	相沢 多満	昭和49. 4. 1～55. 3. 31			
11代	鈴木 貞三	昭和55. 4. 1～59. 3. 31			
12代	今関 治邦	昭和59. 4. 1～61. 3. 31			
13代	安井 成美	昭和61. 4. 1～平成2. 3. 31			
14代	内田 佐大臣	平成2. 4. 1～5. 3. 31			
15代	野島 尚武	平成5. 4. 1～7. 3. 31			
16代	碧井 猛	平成7. 4. 1～9. 3. 31			
山武健康福祉センター（山武保健所）					
代	氏名	就任年月日			
初代所長	碧井 猛	平成9. 4. 1～10. 3. 31			
2代	高地 刀志行	平成10. 4. 1～14. 3. 31			
3代	藤木 哲郎	平成14. 4. 1～15. 3. 31			
4代	大野 由記子	平成15. 4. 1～16. 3. 31			
代	氏名	就任年月日			
初代センター長	大野 由記子	平成16. 4. 1～18. 3. 31			
2代	佐久間 文明	平成18. 4. 1～20. 3. 31			
3代	中村 恒穂	平成20. 4. 1～23. 3. 31			
4代	鎗田 和美	平成23. 4. 1～27. 3. 31			
5代	大野 由記子	平成27. 4. 1～28. 3. 31			
6代	池田 凡美	平成28. 4. 1～			

2 概 要

当管内は、東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町及び横芝光町の3市3町の行政区域からなる人口約21万人、面積約429k㎡の地域である。九十九里平野中央部及び下総台地の一角に位置し、東部は太平洋に面する九十九里海岸、中央部は平野、北西部から南西部にかけては丘陵地帯から成り、気候は温暖で自然環境に恵まれている。

山武地域は古くからの農漁村地域であり、山武市では杉を中心とした林業も営まれてきた。現在も農業において稲作を中心に野菜・果実等の生産が盛んであり、水産業においてもいわしを中心とした魚貝類の漁業や水産加工業が盛んである。近年は成田空港に近接した地域や圏央道沿線地域で企業誘致が進められ、また、海岸に面した地域では海水浴・サーフィン・釣り等の観光業が盛んであり、さまざまな産業が展開されている。

3 管内の状況

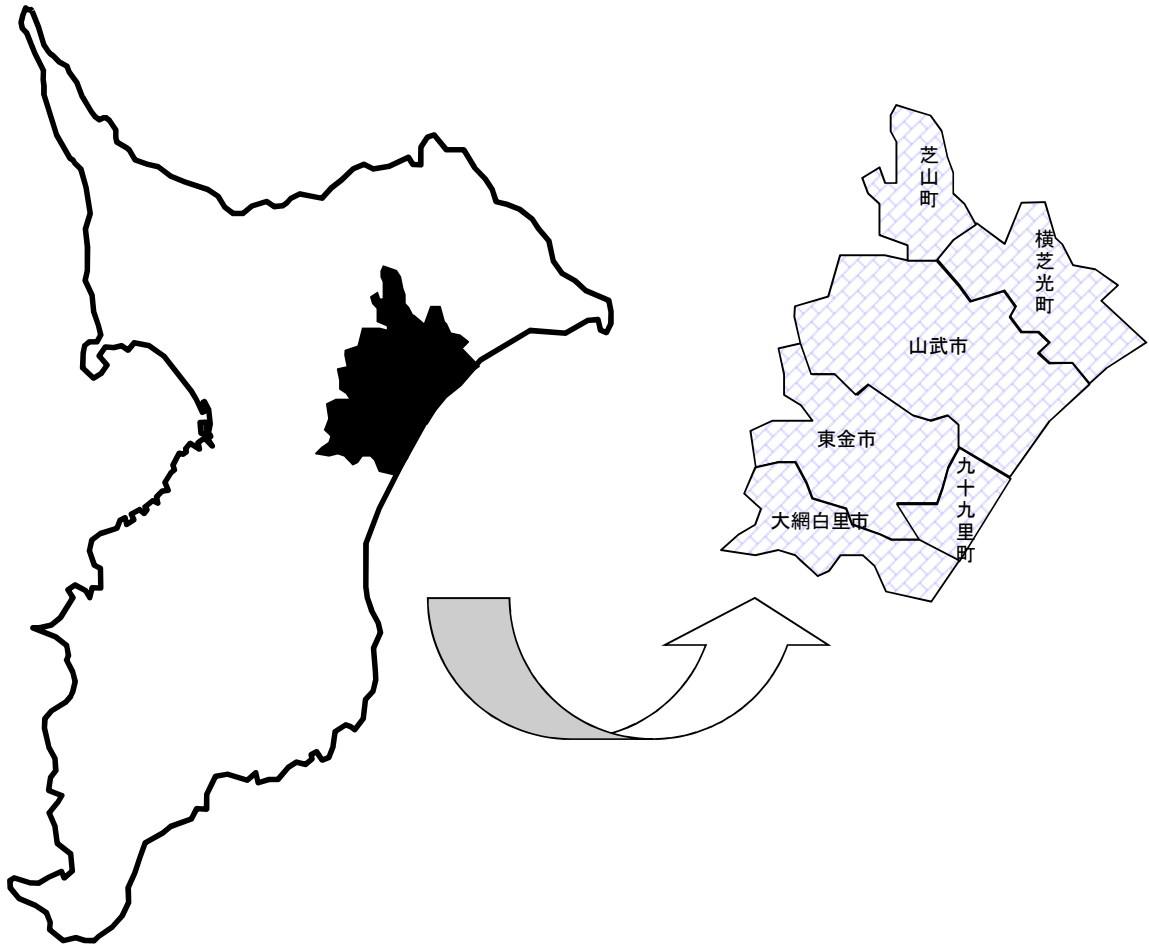
(1) 管内の人口及び世帯等の概況

表3－(1) 管内人口及び世帯等の概況

区 分	世 帯 数 (世 帯)	人 口 (人)	人 口 密 度 (人/k㎡)	面 積 (k㎡)
管 内	80,696	209,821	489.5	428.67
東金市	25,094	60,671	680.8	89.12
山武市	19,448	52,231	355.9	146.77
大網白里市	18,847	49,191	847.0	58.08
九十九里町	6,425	16,521	675.7	24.45
芝山町	2,449	7,440	172.1	43.24
横芝光町	8,433	23,767	354.7	67.01
県 総 数	2,607,079	6,224,027	1,206.8	5,157.65

出典：(人口) 平成27年10月1日現在 千葉県毎月常住人口調査
(面積) 国土地理院 平成27年全国都道府県市区町村別面積調

図 3 - (1) 管内図



(2) 管内人口の年齢構成

管内人口の年齢構成は表 3 - (2) - アのとおりで、平成 27 年 4 月 1 日現在、年齢 3 区分によると 0 歳～14 歳の年少人口の割合は 10.9%、15 歳～64 歳の生産年齢人口は 60.7%、65 歳以上の老年人口は 28.4%で、老年人口の割合が年少人口の割合を大きく上回っている。

管内の平成 27 年 4 月 1 日現在の年齢 5 歳階層別人口構成は図 3 - (2) のとおりである。

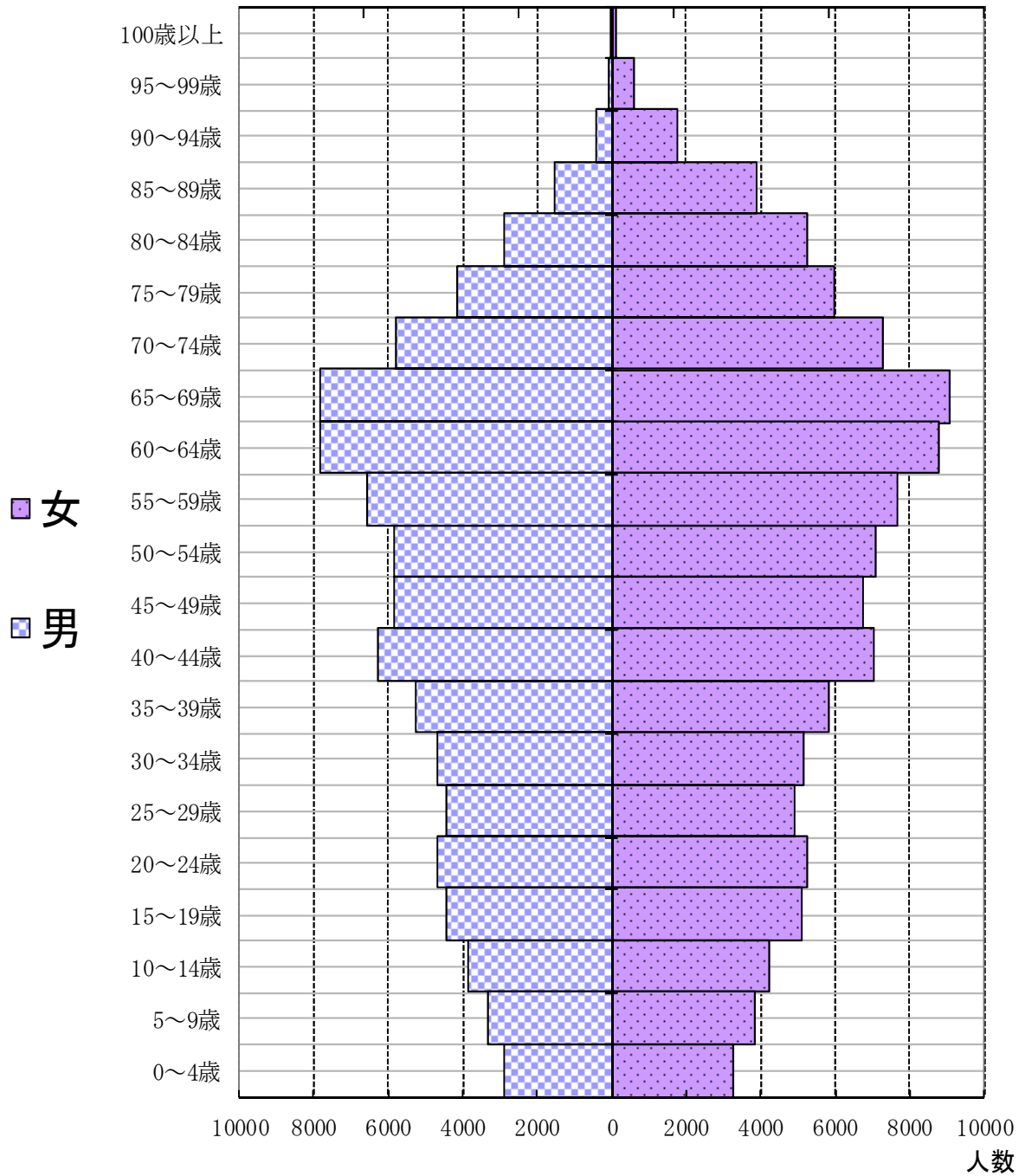
表3-(2)-ア 年齢構成の推移

(単位：人)

	年	人口	年少人口		生産年齢人口		老年人口		不詳		
			0歳～14歳	%	15～64歳	%	65歳～	%		%	
管内	12	215,512	34,329	(15.9)	143,294	(66.5)	37,889	(17.6)	0	(0.0)	
	17	217,077	29,699	(13.7)	144,067	(66.4)	43,311	(20.0)	0	(0.0)	
	22	224,197	27,039	(12.1)	144,392	(64.4)	52,766	(23.5)	0	(0.0)	
	25	219,122	24,786	(11.3)	137,277	(62.6)	57,059	(26.0)	0	(0.0)	
	26	217,216	24,078	(11.1)	134,070	(61.7)	59,068	(27.2)	0	(0.0)	
	27	215,250	23,414	(10.9)	130,655	(60.7)	61,181	(28.4)	0	(0.0)	
東金市	12	59,557	10,040	(16.9)	40,439	(67.9)	9,078	(15.2)	0	(0.0)	
	17	61,395	8,883	(14.5)	41,828	(68.1)	10,684	(17.4)	0	(0.0)	
	22	60,978	7,799	(12.8)	40,649	(66.7)	12,530	(20.5)	0	(0.0)	
	25	60,482	7,266	(12.0)	39,365	(65.1)	13,851	(22.9)	0	(0.0)	
	26	60,344	7,135	(11.8)	38,758	(64.2)	14,451	(23.9)	0	(0.0)	
	27	60,201	7,025	(11.7)	38,019	(63.2)	15,157	(25.2)	0	(0.0)	
山武市	旧成東町	12	25,235	3,877	(15.4)	16,455	(65.2)	4,903	(19.4)	0	(0.0)
		17	24,994	3,379	(13.5)	16,100	(64.4)	5,515	(22.1)	0	(0.0)
	旧山武町	12	20,757	3,820	(18.4)	13,878	(66.9)	3,059	(14.7)	0	(0.0)
		17	20,288	2,949	(14.5)	13,796	(68.0)	3,543	(17.5)	0	(0.0)
	旧蓬沼村	12	4,906	744	(15.2)	3,075	(62.7)	1,087	(22.2)	0	(0.0)
		17	4,841	667	(13.8)	3,035	(62.7)	1,139	(23.5)	0	(0.0)
	旧松尾町	12	11,762	1,666	(14.2)	7,666	(65.2)	2,430	(20.7)	0	(0.0)
		17	11,315	1,399	(12.4)	7,212	(63.7)	2,704	(23.9)	0	(0.0)
	大網白里市	22	58,518	6,773	(11.6)	37,386	(63.9)	14,359	(24.5)	0	(0.0)
		25	56,295	5,987	(10.6)	35,039	(62.2)	15,269	(27.1)	0	(0.0)
		26	55,460	5,746	(10.4)	34,023	(61.3)	15,691	(28.3)	0	(0.0)
27		54,594	5,503	(10.1)	32,948	(60.4)	16,143	(29.6)	0	(0.0)	
27		50,574	5,789	(11.4)	31,021	(61.3)	13,764	(27.2)	0	(0.0)	
九十九里町	12	20,946	2,860	(13.7)	13,685	(65.3)	4,401	(21.0)	0	(0.0)	
	17	20,276	2,369	(11.7)	13,114	(64.7)	4,793	(23.6)	0	(0.0)	
	22	18,980	1,941	(10.2)	11,883	(62.6)	5,156	(27.2)	0	(0.0)	
	25	17,902	1,721	(9.6)	10,738	(60.0)	5,443	(30.4)	0	(0.0)	
	26	17,560	1,623	(9.2)	10,333	(58.8)	5,604	(31.9)	0	(0.0)	
	27	17,303	1,573	(9.1)	9,951	(57.5)	5,779	(33.4)	0	(0.0)	
芝山町	12	8,705	1,287	(14.8)	5,514	(63.3)	1,904	(21.9)	0	(0.0)	
	17	8,658	1,087	(12.6)	5,559	(64.2)	2,012	(23.2)	0	(0.0)	
	22	8,200	954	(11.6)	5,153	(62.8)	2,093	(25.5)	0	(0.0)	
	25	7,928	846	(10.7)	4,871	(61.4)	2,211	(27.9)	0	(0.0)	
	26	7,808	810	(10.4)	4,749	(60.8)	2,249	(28.8)	0	(0.0)	
	27	7,643	795	(10.4)	4,566	(59.7)	2,282	(29.9)	0	(0.0)	
横芝光町	旧横芝町	12	15,195	2,078	(13.7)	9,928	(65.3)	3,189	(21.0)	0	(0.0)
		17	14,883	1,847	(12.4)	9,439	(63.4)	3,597	(24.2)	0	(0.0)
	22	26,192	3,133	(12.0)	15,781	(60.3)	7,278	(27.8)	0	(0.0)	
	25	25,487	2,873	(11.3)	14,969	(58.7)	7,645	(30.0)	0	(0.0)	
	26	25,219	2,834	(11.2)	14,515	(57.6)	7,870	(31.2)	0	(0.0)	
27	24,935	2,729	(10.9)	14,150	(56.7)	8,056	(32.3)	0	(0.0)		
県総計	12	5,966,775	855,541	(14.3)	4,302,215	(72.1)	809,019	(13.6)	0	(0.0)	
	17	6,113,661	834,271	(13.6)	4,257,548	(69.6)	1,021,842	(16.7)	0	(0.0)	
	22	6,266,608	834,139	(13.3)	4,149,895	(66.2)	1,282,574	(20.5)	0	(0.0)	
	25	6,240,461	811,257	(13.0)	4,003,630	(64.2)	1,425,574	(22.8)	0	(0.0)	
	26	6,244,455	803,141	(12.9)	3,953,803	(63.3)	1,487,511	(23.8)	0	(0.0)	
	27	6,254,359	795,693	(12.7)	3,911,500	(62.5)	1,547,166	(24.7)	0	(0.0)	

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（各年4月1日現在）

図3－(2) 管内年齢5歳階級別人口構成図 (平成27年4月1日現在)



出典：千葉県年齢別・町丁字別人口 (平成27年4月1日現在)

表3－(2)－イ 管内及び市町・性・年齢階級別人口 (単位：人)

年齢区分	総数	年少人口			生産年齢人口										老年人口							
		0～	5～	10～	15～	20～	25～	30～	35～	40～	45～	50～	55～	60～	65～	70～	75～	80～	85～	90～	95～	100～
管内総数	215,250	6,712	7,803	8,899	10,417	10,891	10,206	10,801	12,162	14,572	13,737	14,099	15,591	18,179	18,467	14,229	10,957	8,712	5,727	2,314	682	93
男	106,811	3,478	3,981	4,665	5,356	5,650	5,318	5,659	6,358	7,565	7,027	7,025	7,917	9,412	9,408	6,973	5,015	3,483	1,846	547	114	14
女	108,439	3,234	3,822	4,234	5,061	5,241	4,888	5,142	5,804	7,007	6,710	7,074	7,674	8,767	9,059	7,256	5,942	5,229	3,881	1,767	568	79
東金市総数	60,201	2,157	2,316	2,552	3,031	3,712	3,257	3,250	3,550	4,266	3,832	3,960	4,307	4,854	4,788	3,564	2,704	2,038	1,354	527	159	23
男	29,855	1,086	1,172	1,345	1,577	1,930	1,660	1,712	1,853	2,238	1,947	1,909	2,185	2,446	2,391	1,811	1,233	794	435	106	22	3
女	30,346	1,071	1,144	1,207	1,454	1,782	1,597	1,538	1,697	2,028	1,885	2,051	2,122	2,408	2,397	1,753	1,471	1,244	919	421	137	20
山武市総数	54,594	1,486	1,829	2,188	2,688	2,638	2,440	2,567	2,914	3,563	3,594	3,674	4,086	4,784	4,795	3,757	2,892	2,329	1,505	634	206	25
男	27,276	783	942	1,143	1,403	1,353	1,276	1,396	1,529	1,843	1,872	1,911	2,070	2,577	2,453	1,792	1,312	951	481	154	32	3
女	27,318	703	887	1,045	1,285	1,285	1,164	1,171	1,385	1,720	1,722	1,763	2,016	2,207	2,342	1,965	1,580	1,378	1,024	480	174	22
大網白里市市総数	50,574	1,658	1,958	2,173	2,461	2,426	2,374	2,585	2,991	3,464	3,311	3,409	3,711	4,289	4,352	3,392	2,465	1,807	1,149	454	122	23
男	25,043	856	968	1,138	1,241	1,307	1,264	1,288	1,533	1,789	1,630	1,640	1,882	2,173	2,211	1,665	1,177	745	382	130	19	5
女	25,531	802	990	1,035	1,220	1,119	1,110	1,297	1,458	1,675	1,681	1,769	1,829	2,116	2,141	1,727	1,288	1,062	767	324	103	18
九十九里町総数	17,303	426	527	620	714	752	728	792	945	1,121	1,094	1,003	1,216	1,586	1,701	1,290	1,040	839	575	246	78	10
男	8,493	238	271	311	350	372	395	412	510	588	603	516	613	848	868	609	458	306	177	36	10	2
女	8,810	188	256	309	364	380	333	380	435	533	491	487	603	738	833	681	582	533	398	210	68	8
芝山町総数	7,643	216	274	305	340	354	367	383	428	497	470	520	571	636	618	504	388	391	252	101	25	3
男	3,846	110	129	154	179	173	202	223	232	267	257	245	303	339	338	255	184	153	75	23	5	0
女	3,797	106	145	151	161	181	165	160	196	230	213	275	268	297	280	249	204	238	177	78	20	3
横芝光町総数	24,935	769	899	1,061	1,183	1,009	1,040	1,224	1,334	1,661	1,436	1,533	1,700	2,030	2,213	1,722	1,468	1,308	892	352	92	9
男	12,298	405	499	574	606	515	521	628	701	840	718	804	864	1,029	1,147	841	651	534	296	98	26	1
女	12,637	364	400	487	577	494	519	596	633	821	718	729	836	1,001	1,066	881	817	774	596	254	66	8
千葉県総数	6,254,359	249,351	266,072	280,270	289,585	314,373	342,478	384,226	442,286	524,946	455,235	385,142	356,418	416,811	471,881	401,749	294,569	201,630	115,088	47,236	12,849	2,164
男	3,124,007	128,231	136,672	143,679	148,581	163,727	178,568	199,671	229,307	272,577	237,047	198,782	180,792	206,481	229,378	192,370	138,215	85,454	40,237	11,601	2,317	320
女	3,130,352	121,120	129,400	136,591	141,004	150,646	163,910	184,555	212,979	252,369	218,188	186,360	175,626	210,330	242,503	209,379	156,354	116,176	74,851	35,635	10,532	1,844

出典：千葉県年齢別・町丁字別人口（平成27年4月1日現在）

4 山武健康福祉センター(山武保健所)健康相談

表4 健康福祉相談及び検査の日

(平成27年4月1日現在)

事業名	実施日	受付時間	備考
腸内細菌検査	原則毎週火曜日 (ただし、火曜日または水曜日が祝日の週及び年末年始を除く)	9:00～11:00	
エイズ検査 B型C型肝炎ウイルス検査 【予約制】	日中即日検査	原則毎月第1・3月曜日 (ただし祝日の場合を除く)	13:00～14:00
	夜間検査	偶数月 第1月曜日 (4・6・8・10・12・2月)	17:00～18:30
親と子の心の相談 【予約制】	臨床心理士 毎月1回 精神科医師 偶数月1回	午後	
精神保健福祉相談 (心の健康相談) 【予約制】	第1・第2・第3水曜日	14:00～15:30	
	第4水曜日	14:30～16:00	
DV相談 (配偶者等の暴力相談)	電話相談	月～金曜日	(専用電話) TEL:0475 (54)2388
	来所相談 【予約制】	毎週月曜日	
障害のある人への差別に関する相談	月～金曜日	9:00～17:00	(専用電話) TEL:0475 (54)3556
家庭児童相談	月～金曜日	9:00～17:00	対象：九十九里町、芝山町、横芝光町の方
エイズに関する相談	月～金曜日	9:00～17:00	

5 各種委員会

(1) 山武健康福祉センター運営協議会

地域保健法第11条及び千葉県行政組織条例第28条第1項に基づき、設置している。
地域保健法第11条：

第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に運営協議会を置くことができる。

千葉県行政組織条例第28条第1項：

県に別表第二上欄に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務は、同表下欄に掲げるとおりとする。

別表第二

附属機関名	担任する事務
健康福祉センター運営協議会	健康福祉センターの所管区域内の地域保健及び地域福祉並びに健康福祉センターの運営に関する事項を審議すること

表5-(1) 運営協議会委員名簿 (平成28年3月31日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
千葉県議会議員	阿 井 伸 也
千葉県議会議員	石 橋 清 孝
千葉県議会議員	松 下 浩 明
千葉県議会議員	實 川 隆
東金市長	志 賀 直 温
山武市長	椎 名 千 収
大網白里市長	金 坂 昌 典
九十九里町長	大 矢 吉 明
芝山町長	相 川 勝 重
横芝光町長	佐 藤 晴 彦
地方独立行政法人さんむ医療センター理事長	坂 本 昭 雄
山武郡市医師会長	伊 藤 よしみ
山武郡市歯科医師会長	小 川 吉 俊
山武郡市薬剤師会長	中 村 克 弘
山武地域獣医師会長	磯 野 仁
千葉県看護協会山武地区部会長	金 澤 美智子
山武保健所管内栄養士会長	上 木 名 慧子
山武保健所管内松尾食品衛生協会会長	石 田 謙 一
山武保健所管内食生活改善協議会長	津 田 孝 子
千葉県連合婦人会横芝光町婦人会会長	齊 藤 みち子
学識経験者	越 川 英 子

(2) 山武保健所感染症診査協議会

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条に基づき、設置している。

法律第24条：

各保健所に感染症の診査に関する協議会を置く。

(診査する内容)

法律第18条第1項による通知、第20条第1項及び第26条による一類感染症及び二類感染症の患者に対する10日以内の入院勧告、第20条第4項及び第26条の規定による前述の患者に対する延長入院の必要の是非、並びに第37条の2第1項の規定による申請に基づく費用の負担に関し必要な事項を診査する。

表5－(2) 感染症診査協議会委員名簿 (平成28年3月31日現在)
(順不同・敬称略)

現 職 名	氏 名
原医院院長	原 進
高根病院院長	水谷 文雄
千葉大学総合安全衛生管理機構医師	潤間 励子
司法書士・行政書士 肥田事務所所長	肥田 斎裕
学識経験者	高野 和枝

6 機構及び事務内容

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

	<p>総務企画課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 医薬品その他防疫資料に関すること。 2 調剤及び投薬に関すること。 3 献血推進に関すること。 4 保健師、助産師、看護師、栄養士等の身分に関すること。 5 医療法、医師法、歯科医師法及び歯科衛生士法の施行に関すること。 6 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律及び柔道整復師法の施行に関すること。 7 死体解剖保存法の施行に関すること。 8 診療放射線技師法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、理学療法士及び作業療法士法及び視能訓練士法の施行に関すること。 9 薬事法、毒物及び劇物取締法、覚せい剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、大麻取締法、あへん法、安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律及び薬剤師法の施行に関すること。 10 地域保健福祉の総合的推進に係る企画調整に関すること。 11 保健、医療及び福祉に関する総合相談窓口に関すること。 12 保健、医療及び福祉に関する情報の収集、整理及び活用に関すること。 13 衛生上の統計及び調査に関すること。 14 人口動態統計に関すること。 15 地域保健福祉に係る調査及び研究に関すること。 16 広報及び啓発に関すること。 17 災害対策に関すること。 18 健康福祉センター運営協議会に関すること。 19 健康福祉センター及び保健所の庶務に関すること。
<p>センター長 (兼)保健所長(技) 副センター長 (兼)保健所次長(事) 副センター長 (兼)保健所次長(技)</p>	<p>地域保健福祉課</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健師業務に関すること。 2 母子保健事業に関すること。 3 成人・老人保健事業に関すること。 4 歯科保健事業に関すること。 5 衛生教育に関すること。 6 母体保護統計に関すること。 7 栄養改善業務に関すること。 8 給食施設指導に関すること。 9 調理師法の施行に関すること。 10 母子保健法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、戦傷病者特別援護法、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律及び児童手当法の施行に関すること。 11 精神保健及び精神障害者の福祉に関すること。 12 自殺予防対策に関すること。 13 在宅緩和ケアネットワーク運営事業に関すること。 14 社会福祉事業に関すること。 15 民生委員及び児童委員に関すること。 16 災害救助法に関すること。 17 行旅病人及び行旅死亡人取扱法の施行に関すること。 18 母子父子寡婦福祉資金に関すること。 19 戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。 20 売春防止法の施行に関すること。 21 母子生活支援施設及び助産施設入所に関すること。 22 介護保険に関すること。 23 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第三条に規定する配偶者暴力相談支援センターの業務(一時保護に係るものを除く。)に関すること。 24 生活困窮者自立支援法に関すること。 25 生活保護法の経理、医療、介護、統計事務に関すること。 26 その他健康福祉センター内の他課等において所掌しない社会福祉に関すること。

生活保護課	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護法の事務に関すること。 2 生活保護に係る母子生活支援施設、助産施設への入所に関すること。 3 生活困窮者自立支援法における住居確保給付金に関すること。 4 生活保護受給者就労支援事業に関すること。
健康生活支援課	<ol style="list-style-type: none"> 1 健康危機対策に関すること。 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関すること。 3 エイズ対策、肝炎対策に関すること。 4 難病対策に関すること。 5 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の施行に関すること。 6 予防接種法の施行に関すること。 7 食品衛生法の施行に関すること。 8 魚介類行商販売営業取締条例の施行に関すること。 9 製菓衛生師法の施行に関すること。 10 ふぐの取扱い等に関する条例の施行に関すること。 11 動物の愛護及び管理に関する法律の施行に関すること。 12 千葉県動物の愛護及び管理に関する条例の施行に関すること。 13 狂犬病予防法の施行に関すること。 14 興行場法、公衆浴場法、旅館業法、理容師法、美容師法及びクリーニング業法の施行に関すること。 15 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の施行に関すること。 16 住居衛生に関すること。 17 遊泳用プールの衛生に関すること。 18 化製場等に関する法律の施行に関すること。 19 温泉法の施行に関すること。 20 水道法(水質基準並びに専用水道及び簡易専用水道に係るものに限る。)の施行に関すること。 21 千葉県小規模水道条例の施行に関すること。 22 飲用井戸等の相談及び指導に関すること。
監査指導課	<ol style="list-style-type: none"> 1 社会福祉事業を営む社会福祉法人(一部財団法人を含む。)の運営管理及び会計管理についての指導監査に関すること。 2 社会福祉施設(救護施設、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設、指定障害者支援施設、指定障害児通所支援事業所、保育所等の児童福祉施設)の運営管理、入所者処遇及び会計管理についての指導監査に関すること。 3 認可外保育施設及び有料老人ホームの立入調査に関すること。 4 介護保険指定事業所及び指定障害福祉サービス事業所の指導に関すること。

7 職員数及び配置状況

表7 職員配置

(平成27年5月1日現在)

	センター長 (所長)	副センター長 (次長)	総務企画課	地域保健福祉課 (課長)	生活保護課 (課長)	健康生活支援課 (課長)	監査指導課 (課長)	計
合計	1	2	6	17(3)	7	28(12)	6	67(15)
医師	1							1
事務		1	3	6(2)	7【1】	1	6【1】	24(2)
薬剤師			1			5(1)【1】		6(1)
獣医師						4(2)		4(2)
保健師				6(1)【1】		4		10(1)
診療放射線技師						1		1
臨床検査技師						9(7)		9(7)
管理栄養士				2				2
精神保健福祉士				2				2
その他の技術職員		1	1	1		4(2)		7(2)
食品衛生監視員(再掲)						5		5
環境衛生監視員(再掲)						3		3

(注)技術職員の内訳については、主たる職種とする。また、兼務職員の内訳は()に、課長の職種は、【】内に再計とした。